

一般社団法人明専会 会費等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明専会の会費等に関して、定款第13条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員の会費)

第2条 特に定める者のほかは、年会費を5,000円とする。

- 2 入会金は、20,000円とする。但し、入会金はいかなる状況下でも同一人から2回以上を納入することは無い。また、平成24年度以前に九州工業大学もしくは九州工業大学大学院に入学・編入した者は、入会金を免除する。

(年功会員の会費)

第3条 通算50年間会費を完納した者(年功会員)は、その後の会費等を免除する。

(終身会員の会費)

第4条 準会員、および、第7条により年会費の徴収を免除されている九州工業大学在学者または九州工業大学大学院在学者は、8年分の会費40,000円を前納することにより、終身会員としてその後の会費を免除される。

- 2 第1項以外の65歳に達した九州工業大学卒業生または九州工業大学大学院修了者は、10年分の会費50,000円を前納することにより、終身会員としてその後の会費を免除される。
- 3 第1項、および第2項以外の、九州工業大学卒業生または九州工業大学大学院修了者は、12年分の会費60,000円を前納することにより、終身会員としてその後の会費を免除される。

(特別会員の会費)

第5条 特別会員は、会費等を納めることを要しない。

(名誉会員の会費)

第6条 名誉会員は、会費等を納めることを要しない。

(準会員の会費)

第7条 九州工業大学学生は、入学時に入会申込書と共に入会金20,000円及び前納会費16,000円を納入し、準会員となることができる。入学後、九州工業大学もしくは九州工業大学大学院に在学中は、年会費は徴収されない。なお、正会員に移行時の入会金は徴収されない。

- 2 九州工業大学3年次に編入する学生は、入会申込書と共に入会金20,000円及び前納会費8,000円を納入し、準会員となることができる。編入後、九州工業大学もしくは九州工業大学大学院に在学中は、年会費を徴収されない。なお、正会員に移行時の入会金は、要しない。
- 3 九州工業大学大学院博士課程前期に他大学から入学する学生は、入会申込書と共に入会金20,000円及び前納会費8,000円を納入し、準会員となることができる。入学後、九州工業大学大学院に在学中は、年会費を徴収されない。なお、正会員に移行時の入会金は、要しない。
- 4 九州工業大学大学院博士課程後期に他大学から入学する学生は、入会申込書と共に入会金20,000円及び前納会費12,000円を納入し、準会員となることができる。入学後、九州工業大学大学院に在

学中は、年会費を徴収されない。なお、正会員に移行時の入会金は、要しない。

(在外の外国人会員の会費)

第8条 在外の外国人会員の会費は、理事会の承認を得て減免額することができる。

(正会員および準会員の権利など)

第9条 会費を完納した正会員および準会員に対しては、本会の発行する会誌を無償で交付する。

2 会員名簿は実費を徴収する。

第10条 会費未納者は、定款にいう正会員としての議決権、代議員選挙権、代議員被選挙権及び役員立候補の権利を有しない。但し、この場合の会費未納者とする基準は、これ等の権利行使する年度の前年度及び前々年度ともに会費を納入していない者とする。

第11条 準会員は、定款にいう正会員としての議決権を有しない。

(キャンペーン)

第12条 会員の加入促進のため、これまで実施してきたキャンペーンは、平成31年3月31日をもって終了し、その後の還付対象者は、平成31年3月31日までに申請書を提出し、その後自動引き落とし手続きをした会員とする。

附則

1 本細則の制定及び改訂の履歴

本細則の制定は、一般社団法人明専会の登記の日とし、この日をもって施行する。

(施行日:平成24年4月1日)

2 この細則の改正は、理事会の議決を経たうえ行いものとし、その後に開催される総会に報告する。

3 一部改訂し、平成25年1月1日より実施する。

4 一部修正 平成26年2月6日

5 一部修正 平成28年12月10日、キャンペーンとして平成29年1月1日より実施する。

6 一部修正 平成30年12月10日、終身会員の会費を改正し平成31年3月16日より実施する。